

男手・女手

—「性差」による表記様式の分類—

坪井 美樹

キーワード：男手、女手、表記様式、性差、ジェンダー規範

要 旨

平安貴族社会では、漢字または仮名による表記様式の分類に「性差」が導入され、漢字を真仮名として用いた表記様式が「男手」と呼ばれ、仮名（平仮名）による表記様式が「女手」と呼ばれた。このような命名は、平安貴族たち自身にも「男手・女手」をそれぞれ「男・女が相互排除的に使用する表記様式」のような意識を生んだ。しかし、当時の貴族たち自身の言語使用の実態においては、男も女もともに漢字・仮名による表記様式両方が必須のものであったのであり、当時の表記様式をめぐる〈ジェンダー規範〉のあり方をそのまま当時の〈使用の実態〉として考えるのは誤りである。「漢字・仮名」それぞれを用いる二つの表記様式が、当時の平安貴族社会における、〈男性=公に関わる主たる存在〉対〈女性=公に関わらない従たる存在〉という社会的性差と結びつき、その結果として「男手・女手」のような命名がなされたのであり、男女どちらが使ったかということが命名のよってきたる「本源」なのではない。

0. 問題提起

本稿は、「男手・女手」という呼称^{*1}について考察を加え、古代日本において、文字・表記における「男～・女～」というジェンダーによる分類はなぜ生まれたか、という問い合わせることを第一の目的とする。そして、古代日本語におけるこのよ

*1 実際の考察対象は「男文字」「男の手・女の手」等の関連・類似する用語を含む。なお、本稿は文字・表記法上の用語の議論であるので、「男の働き手・女の働き手」といった意味の用例は考察対象外とする。

うな分類を、日本語における性差^{*2} の実態とジェンダー規範のあり方の関係の一事例として日本語史上に位置付けることを第二の目的とする。

上の目的に向けて筆者が本稿を草する動機は次のようなものである。

「男手・女手」という呼称は、よく知られたものであり、それが古代日本語における文字使用の二つの異なる様式を、〈男↔女〉というジェンダーの別をもって呼び分けたものであることも常識化している。そして、かかる命名が、

男手=男性が使用する表記様式 ⇔ 女手=女性が使用する表記様式^{*3}

という二項対立的な把握に基づいたものであることも事実であろう。

しかし、或る時代の或る共同体におけるジェンダー規範（「男は～するもの、女は～するもの」という、当該共同体構成員に認知されたステレオタイプな性差規定）は、常に実態を忠実に反映しているわけではない。むしろ、当該時代・共同体の性差の実態とずれがあるからこそ、ジェンダー規範が振りかざされることがしばしば起こる。

そのことを考えると、この「男手・女手」という呼称、また、この分類・命名に反映される古代日本人（と言っても、実際文献上に見られるのは貴族階級の人間にほぼ限られるが）の持つジェンダー規範をもって、それがそのまま当時の文字使用の実態そのものであると考えるのは危険である。従来の日本語文字史・表記法史はこの危険に無頓着過ぎると筆者は考える。（日本語文字史・表記法史の領域の先行研究は次節で具体的に紹介・検討する。）

また、日本語の性差の歴史に関する先行研究の記述においても、この「男手・女手」という二項対立的な命名にミスリードされている面があるように思われる。例えば、

- (1) …日本語も、かなり性差の目だつ言語である。よく知られているように、平安時代以来、ながく、男性は主として、男手とも呼ばれた漢字を用い、女性は、女手ともよばれた平仮名を用いてきたことなどは、その著しいものの一つである。
(田中 1999 p.24)

*2 本稿では「性差」という用語を gender difference と同意に用いる。

*3 「表記様式」という用語については 1-4 節で説明する。

のような記述に見られる把握は、当時の性差についての概説的記述としてごく一般的なものであろう。ここでは「主として」という表現により、「男手・女手」がそれぞれ男・女専用というわけではない、という留保が付けられているものの、やはりその使用者の性別と使用実態の違いが強く結びついている印象を与える記述となっている。

文字史・性差史双方の先行研究においては、両者とも「男手は男が使い、女手は女が使う」という二項対立的でステレオタイプな規範に惑わされており、当時の文字使用の実像がゆがんで捉えられている、と筆者は考える所以である。そこで、筆者としては、「男手・女手」という命名の由来を、当時の平安貴族たちの持つジェンダー規範と言語上の性差の実態との関連を捉えなおすことを通じて探ってみたいと思う。その作業によって特に全く新たな発見に至らずとも、従来の日本語史研究に於ける見解の歪みを多少とも是正したいと考えるのである。

上の動機と目的に沿って、本稿では、次の順序で講論を進める。

第一に、「男手・女手」及びそれに類する呼称が具体的に何を指し示すかを確認する。

第二に、当該の表記様式が、なぜ、性差と結び付けられ、「男手・女手」と命名されたかを論ずる。

第三に、古代貴族社会における言語上の性差の実態を確認しつつ、当時のジェンダー規範のあり方の特質を捉え、日本語文字史及び性差史上に当時の状況を位置付けることを試みる。

1. 「男手・女手」の指示するもの

本稿は、古代日本語におけるジェンダー規範と性差実態との関わりを論ずることを主眼とし、文字・表記法史そのものの記述を目的とするものではない。したがって、「男手・女手」と呼ばれるものがどのようなものであるのか、を厳密に解明しようとするものではないし、また、本稿の論旨にとっては、当該の問題が前提とし

て厳密に解明されている必要も無い^{*4}。ここでは、これまでの先行研究で「男手・女手」がどのように考えられているかを整理する形で、本稿における議論にとって必要な範囲で筆者の考え方を示しておきたい。

1-1. 「男手・女手」は何を指すか？

「男手・女手」の最も一般的な（そして、悪く言えば、大雑把な）把握は、前節で引用した田中 1999 にもあるように、

$$\text{男手} = \text{漢字} \Leftrightarrow \text{女手} = \text{平仮名}$$

というものであろう。これは、「男手・女手」を文字の種類の名称とする捉え方である。しかし、これまでの文字・表記法史及び書道史における、考察の結果明らかになっていることは、「男手・女手」は単に文字の種類の名称ではなく、漢字・仮名（平仮名）^{*5} それぞれの特定の使われ方を含んで指す名称であるということである。ただし、それでも、漢字・仮名それぞれのどのような使われ方の場合を指すのかは、先行研究によって差異があり、次の点で記述に違いが見られる。

男手…漢詩文に使われる漢字も含めて漢字一般を指すのか、あるいは、真仮名（いわゆる万葉仮名として使われる場合の漢字）のみを指すのか。また、その具体的な字体ないし書体はどのようなものか。

女手…いわゆる草仮名も含めて呼ぶのか、草仮名とは区別して、草仮名をさらに「書き崩し」た仮名（極草体）を用いて連綿体で表記されたものと限定するのかどうか。

*4 そもそも、平安時代の人々自身は、学术用語のように「男手・女手」を厳密な定義可能な範疇・呼称として使っていたわけではないと思われる。当時のこの呼称の使用実態を問題とするには、むしろ厳密な規定をもって臨むのは適切でないとも言えよう。

*5 「平仮名」という名称は室町時代以後のものなので、平安時代の文字体系の名称としては、適当でない（この点については坪井 1996 を参照されたい）。本稿では平安時代での呼称に従い、以後、「女手」が依拠する文字体系（現代の「平仮名」の源流）を単に「仮名」と呼ぶこととする。

小松茂美 1968 では、「男手」について、

- (2) 奈良時代における万葉がなの字体は、楷書・行書体にかぎられた。つぎの平安時代になると、このスタイルのかな（坪井注：万葉がなのこと）を指して「をのこで」（男手）とよび、ほかに「おとこのて」ともいった。男性の文字という意味であろう^{*6}。（p.69）

と記す。そして、この「男手」は、実際の書体としては楷書体または行書体で書かれたものと考えられている。また、「女手」について小松 1968 は、

- (3) …草がながさらに書きくずされ、やさしい姿になったもので、今日でいう平がなにあたる。（中略）草がなが漢字とのつながりを強くもっているのに対し、こちら（坪井注：女手のこと）は、もとの漢字との関係がほとんど絶たれた形になっているところに、大きなちがいがある。（p.91）

と述べ、草仮名と女手を区別している。草仮名は、万葉仮名を草書体で書いたもので、「男手」から「女手」へと移行する中間的な存在と考えられている。次の記述も同様な判断に立っている。

- (4) …真仮名のままを楷書・行書で書いたものを「男手（おとこで）」、男手の草化によって生じた草化仮名の内、真仮名の草書体に当たるものを単に「草（そう）」、草化がさらに進んで今日の平仮名に近いまでにくずれたものを「女手（おんなで）」といった。（大坪 1989 p.54）

本稿も上に引用したような立場に従い、「男手・女手」を単に「漢字・仮名」という文字の種類を指すとは考えず、「男手」は楷書体・行書体の漢字を万葉仮名とし

*6 小松茂美 1968 は『宇津保物語』に「をのこて」とあるとして「男手」を「をのこで」とするが、同物語伝本の仮名書き例は「をとこて」であり、現行の辞書・研究書もほとんどがこの用語を「おとこで」とする。また、ここに掲げた小松茂美 1968 の引用部分では、「男手」を「をのこで」と歴史的仮名遣いに記し、「男の手」を「おとこのて」と現代仮名遣いで記しているが、特に意図的な書き分けではなかろう。

て用いた場合、「女手」は極草体の仮名を連綿表記して用いた場合を指すものと考える。

1-2. 「男文字」と「男手」は同じか？

『土左日記』に「をとこもし（男文字）」という言葉が出て来る。「男手・女手」のように、「男文字」に対して「女文字」という語もあり得ると考えるが、当時の仮名文献に「女文字」の確例は拾えないようである。

この『土左日記』の「男文字」は、阿部仲磨が中国での送別の宴で和歌を詠み、その和歌の「心」を、

(5) 男文字に、様を書き出だして、ここの言葉伝へたる人に言ひ知らせければ、
… (正月二十日)

という状況で用いられており、これは、中国の文字、即ち「漢字」そのものを文字の種類として指す語だと知れよう。したがって、万葉仮名を指す「男手」とは異なる語と言える。日本語史概説書の類には、「男文字」と「男手」を同義の語として列記するものがあるが正しくない。

なお、南北朝期成立の『倭片仮字反切義解』には「男仮字（男仮名）」という語が見える。

(6) 旧事本紀・日本書紀所レ用男仮字数多皆是也 (序文)

「男仮字（男仮名）」は、万葉仮名のことを指すと考えられる。これも「男文字」と同様、対になる概念・用語として「女仮字（女仮名）」が想定できるが、「女仮字（女仮名）」の実例は認め難いようである。また、「男仮字（男仮名）」の語も、平安時代に遡る用例はない。

1-3. 「男の手・女の手」と「男手・女手」は同じか？

「男手・女手」という呼称は、その形態から明らかに「男の手（=男の筆跡）」「女の手（=女の筆跡）」という連語関係から生まれた複合名詞である。平安時代の文献にはしばしば「男の手・女の手」という言い方が見られるが、その場合、文脈によって、一般的な「（或る）男の（書いた）筆跡・（或る）女の（書いた）筆跡」の意になるだけでなく、特定の表記様式の名称として「男手・女手」と同義になる場合

もあったようである。

次の例は、一般的な「（知らない）女性の筆跡」という意味での「女の手」の例である。

(7) …扇落とし給へりけるを取りて見れば、知らぬ女の手にて、かく書けり。

(大和物語 106 段)

次の例は、「〈例の女〉の筆跡」の意ではなく、「例の〈女の手〉」であり、「女手」の意味の「女の手」の例である。

(8) …小唐櫃開けさせて御覧すれば、唐の色紙を中より押し折りて、大の草子に作りて、厚さ三寸ばかりにて、一には例の女の手、二行に一歌書き、一には草、行同じごと、一には片仮名、一は草手、先づ例の手を読ませ給ふ。

(宇津保物語 藏開中)

次の「男の手」の例は、前後の文脈によっても細部の解釈に確定できないところがあるが、蜻蛉日記作者と藤原兼家の二人に和歌を含む消息を送ってきた兵部卿の宮が、女手で消息を書いてきたのに対して、兼家の返事として「男の手」で消息を書くという場面であると考えられる。この場合の「男の手」は、基本的には「男の筆跡」の意と考えたいが、注釈書によつては、「男手」の意にとるものもある。

(9) …と女手に書き給へり。男の手にてこそ苦しけれ、…

(蜻蛉日記 上 応和二年)

1—4. 表記様式としての「男手・女手」

1—2 節で取り上げた「男文字」「男仮名」はその名称から明らかなように、文字の種類としての漢字、仮名の種類としての万葉仮名を指す語であった。それに対して「男手・女手」の「手」は、元来、具体的な個人の「筆跡」また時に「書道上の能力・表現力」の意ともなる語であり、どんな文字を使って書くかという「素材」の名称というよりも、どのように書くかという「行為の結果」の名称である。したがって、「男手・女手」を規定するには、単にそれがどんな文字を指すか、ではなく、どんな文字をどのように書き、どのように用いた場合を指すのか、という内容を含む規定でなければならない。

上のような、漢字か仮名かという単純な文字種類分けとは異なる「男手・女手」が指示するところの概念を括る言葉として、本稿では、仮に「表記様式」という言葉を使用する。小松英雄 1998 は、従来の文字・表記法史研究が、文字の種類（文字体系）や字形の研究に偏っていたことを批判し、どのような情報がどのような文字を使ってどのように文献上に蓄積されているか、といった問題を考えるために、「書記様式」という概念・術語を提起している。本稿もそれにならって「書記様式」という観点から「男手・女手」を捉えるべきかとも思うが、本稿の興味の範囲が、小松の問題とする「書記様式」とはやや異なり、書記される情報の内容には立ち入らない範囲での議論なので、ここでは独自に「表記様式」という語を仮に用いることとしたい。

さて、以上をまとめて、表記様式としての「男手・女手」はどのようなものかを示すと次のように表示できるだろう。

◎ 表記様式としての「男手・女手」

	文字の種類	書体・書法	用法 ⁷
男手	漢字	楷書・行書／分かち書き	万葉仮名表記
女手	仮名（平仮名）	極草体／連綿表記	仮名和文表記（仮名主体、 少数の漢字混用）

2. 「男手・女手」の命名の由来

「男手・女手」は、なぜ「男手・女手」と命名されたのだろうか？この問題を考えるのが本節の課題である。「男手・女手」という語が指示する実体（表記様式の種類）とその名称との関連を論ずる本節では、用語の混乱を避けるため、次のような括弧の使い分けを行う。

〈　　〉… 括弧で括られた語の指示する実体（＝表記様式）を表す。

[　　]… 括弧で括られた名称そのものを表す。

*7 「男手」の用法「万葉仮名表記」と「女手」の用法「仮名和文表記」というのは、同じ「用法」といってもレベルの異なるカテゴリーになってしまっている。無理に理屈で「きれいな」分類とするのを避けた結果であるが、この点は、今後の検討課題としたい。

したがって、本節冒頭の問題提起の一文は、次のように表記しなおされる。

〈男手・女手〉は、なぜ【男手・女手】と命名されたのだろうか？

さて、問題提起の節で既に述べたように、上記の疑問に対する解答は、一応常識化していると言ってよいだろう。即ち、

〈男手〉は男が使う表記様式だったので【男手】と言い、〈女手〉は女が使う表記様式だったので【女手】と言った。

というのがその解答である。そして、この性差による異なりは、しばしば、

〈男手〉=男性専用の表記様式 ⇔ 〈女手〉=女性専用の表記様式

のように、いわゆる傾向的性差（sex-preferential difference）ではなく、相互排除的性差（sex-exclusive difference）であるかのように捉えられもしている。
日本語史の概説書を幾つか見てみよう。

(10) 紀貫之が『土左日記』を女性に仮託して仮名文で書いたことは、仮名が女性特有のものであったことを物語っています。

(『日本語史』1989 文字史 p.51)

(11) 漢字を知らないはずの女性は、既にもとの漢字からはかなり崩れた草仮名から出発して、崩しを更に一段進め、漢字ばなれを果した、と言ってもよい字体を作り出す。それが平かなである。平かなの漢字ばなれには、女性は漢字を知らないということが、強みとして働いたのだと言ってもよいであろう。

(『日本語史要説』1997 第Ⅱ部 第一章 平かな片カナの誕生 p.65)

(12) 当時は、漢字が男の文字とされていただけに、女性は平仮名を用いた。平仮名が「女手」といわれたのはそのせいである。

(『日本語の歴史』1997 第二章 平安時代 一 文字 p.40)

これらの記述は、いずれも〈男手・女手〉の別がそれぞれの使用者の性別と強固に

結びついている印象を与える。しかし、少なくとも〈女手〉の実際の使用者は女性に限られるわけではない。そもそも〈女手〉が発達するにあたって男性の参与が大きかったことは、既に小松茂美 1968 が、平安時代初期の状況を種々の資料を基に推測した上で、次のように述べている。

- (13) このように見て來ると、平がなが、もう少し後の時代に、たとえ女手とはよばれていても、とくに女性だけの手によってはぐくまれてきたわけでないことを察することができる。いや、むしろこれは、男性の手によって編み出されたものと考えられる。そして、後には和歌の贈答や消息のやりとりなどにおいて、男女共通の場で共用せられた。が、遂には平がなは女性の表向きの筆記文字となって、女性が多く使うようになったので、女手とよぶようになったのではないか。 (p.98)

現行の日本語史概説書でも次のような記述を載せるものがあり、本稿の筆者も、これが真実を突いた記述であろうと考える。

- (14) 女手の名によって、その主な使用者が女性であることを示しているように考えられるが、実際には、平仮名成立後の和歌の表記は、性別に関係なく平仮名が用いられているし、また、男性の手になる仮名消息も少なくなかった。したがって、平仮名を用いるか否かは、特に性別に関係することではなく、漢字漢文を駆使する方式の文章を書くか、平仮名に漢字を交用する新しい方式でのするかに関わることであった。平仮名の使用者に女性が多かったことは一面の事実ではあるが、それが女性専用であったことを直接意味するものではない。

(『概説日本語の歴史』 1995 第三章 古代の文字 p.57)

確かに、当時のジェンダー規範によって、漢字を使用する漢詩文という表向きの文種から遠ざけられた平安貴族の女性は、〈女手〉を多用せざるを得なかった。しかし、〈女手〉は、女性が作り出したから [女手] と命名されたのではない。女性専用だから [女手] と命名されたのでもない。もっと端的に言えば、女性が使うから [女手] と言うのではないのである。〈女手〉の使用される文種・場面（和歌・かな消息・和文など）が、〈男手〉（と言うよりも、漢字）が使用される文種・場面に比して、当時の言語文化として、いわばサブカルチャーに属するものであり、公

的というよりは私的、表向きというよりは内向きであるために、それが当時の

男性＝公的な表向きの領域に関わる主たる存在

↔

女性＝公的な表向きの領域に関わらない従たる存在

というジェンダー規範と並行的に捉えられて、〈女手〉は〔女手〕、〈男手〉は〔男手〕と命名されたのである。

もちろん、上に述べた図式

〈主たる存在・公的・表向き〉 ↔ 〈従たる存在・私的・内向き〉

|| ||

男性 ⇔ 女性

|| ||

〈男手〉 ⇔ 〈女手〉

の他に、〈男手〉と〈女手〉それぞれの視覚的印象がもたらす美的な共感覚の違いが、性差のステレオタイプとして存在するところの男性の持つ特性（例えば、「勇健」）・女性の持つ特性（例えば、「嬌嬈」）とそれぞれ結びついた命名という面もあるであろう。次のような指摘は、その面を命名の主たる理由と考えていると思われる。

- (15) 「男手」は男子が用いるのにふさわしい、すぐよかな（健）文字、「女手」は女子が用いるのにふさわしい、たおやかな（嬌）文字という意味であろう。
 (大坪 1989 p.54)

しかし、〔男手・女手〕命名の由来の「本源」は、上述の平安貴族社会における男女のジェンダー規範に準じて〈男手・女手〉に「男～・女～」の呼称が割り振られたことにある。次の記述は、〈男手〉＝漢字、〈女手〉＝仮名というラフな把握に問題を残すものの、〔男手・女手〕の命名の由来としては正鶴を射たものであろう。

- (16) 「仮名」という用語、それは「仮字」つまり仮りの文字であると言うのだ。なにゆえ、仮りであるか。真正の文字は、漢字であると考えら

れていたからである。新生の表音文字をなにゆえ「女手」、女文字、女子用と称したか。東アジアの知識人は、漢字、漢文を用いるものという前提があったからである。まっとうな知識人が使うような文字ではないというふりは東アジアの辺縁部の知識人には避けられなかつた。それでも、日本の知識人は、漢字を男に喻え、新生の平仮名を女であると、一対の文字に喻えた。

(石川 2002 p.46-47)

なお、【男手】と【女手】という呼称は、対の呼称として、ほぼ同時に生まれたものであろうが、命名のきっかけとしては、先ず〈女手〉を【女手】と（おそらく男の側から）呼ぶようになり、その対概念・対呼称として〈男手〉・【男手】が作り出されたものと考えられる。次の(17)はそのような考えに立ったものであろう。ただし、【男文字】までが【女手】との対比で生まれたものかどうかは疑問である。

- (17) 平安時代の『土左日記』に、漢字をさして「男文字」といっている例が見られる（一月二十日の項）。もちろん、平安時代において男性も草仮名・平仮名・片仮名など仮名の類も普通に用いているのであるが、女性は一般に平仮名を中心にして漢字をあまり用いず、平仮名を“女手”と称したことから、対的に漢字を“男手”または“男文字”と名づけたものと思われる。

(蜂谷 1989 p.15)

3. 平安貴族社会における言語上の性差

以上で確認した「男手・女手」の命名の由来を踏まえ、本節では、平安貴族社会における言語上の性差の実態を概観し^{*8}、「男手・女手」という呼称をジェンダーの観点から日本語史上に位置付ける作業を行う。次の小節ではその前提として、まず、日本語において性差はどのような形で現れるかを筆者なりに整理しておきたい。

*8 本当は、平安時代の社会（＝日本語共同体）全体のジェンダー規範のあり方・性差の実態を知りたいのであるが、文献資料の上で明らかにできる範囲は、当時の宮中を中心とした貴族社会という狭い範囲に限られざるを得ない。なお、以下特に断りなく「言語上の性差」の意で単に「性差」と呼ぶ。

3-1. 日本語における性差の現われ方

性差に関わる日本語の言語表現を大きく分類すると、次のような分類が可能であろう。簡単な説明と現代日本語の例を付して列挙する。

a) 特定の性を指示する表現（人称代名詞、呼称詞、親族名称、等）

* 使用者（話し手、聞き手、等）の性別には関わらず、その語句の指示する人（もの）の性別を特定させる表現。僕、俺、お姉さん、アンチヤン、接辞の～婦、～君、の類。

b) 特定の性に関して使用される、ないし、使用が忌避される表現（形容語、待遇表現（敬語・卑罵語）、差別表現、タブー語、等）

* 使用者の性別には関わらず、また、その語句自体が特定の性を指示するのではないか、特定の性の属性や特定の性に対する評価の表現に使用される語句。男っぽい、女らしい、おおしい、めめしい、男まさりの、女だてらに、の類。また、スピーチレベルの選択、話題の選択、等、談話（discourse）構成に関する事柄も関わる。

c) 特定の性の話し手（書き手）が使用する、ないし、使用を忌避する表現（いわゆる「男性語・女性語」、役割語⁹、文体の選択、談話上の諸特徴、等）

* 使用者の性別によって選択される語句や表現で、一般に性差というとまずこの類が想起される。文末表現の～わよ、～だぜ、～かしら、等、また、スピーチレベルの選択、話題の選択、発話権奪取（turn-taking）等、談話構成に関する事柄、の類。

d) 特定の性の聞き手（読み手）に対して使用される、ないし、使用が忌避される表現（いわゆる「男性語・女性語」、役割語、文体の選択、談話上の諸特徴、等）

* 選択の対象となる語句・表現等は共通するが、前項c）が話し手の性別による選択であるのに対して、聞き手が話し手と同性であるか異性であるかによって語句や表現の選択が異なる場合である。男性の発話が、聞き手に異性を含む時よりも、同性の男性ばかりの時に、より低

⁹ 金水 2003 による。ここでは、発話場面で自らの性別役割を特に意識したり、性別に関わる身分や職種に帰属することを意図的に言語使用に反映させたりする場合の役割語使用を指す。

いポライトネスを選択する類。

e) 特定の性を表す語素を付加することによる語形成・命名

* その語句が指示するものそのものに性別は無く、語句の使用者の性別による使い分けも無いが、何らかの類推・比喩・共通性によって性別を表す語素を持つ語句。オネジ（雄螺子）・メネジ（雌螺子）、男坂・女坂、雄飛・雌伏、の類。

具体的な語句・表現によっては、以上の分類の2項以上にわたる性質を持つものも多い。例えば、「僕、俺、あたし」のような一人称代名詞は、上のa) にもc) にも属する。本稿で問題とする「男手・女手」は、基本的にはe) の事例であるが、c) としての性質を持ち、そのために命名の由来の本源が曖昧に捉えられてきたわけである。

上のような性差の現れる諸側面について、平安時代の日本語ではどのような面にどのような性差が表れているかを次に検討してみよう。

3-2. 平安貴族社会の実態

3-2-1. ジェンダー規範に違背する女性の描写

平安貴族社会の日本語にどのようなジェンダー規範があり、どのような実態であったかを見るために、本節では、平安文学作品中に登場する男女のそれぞれの言語行動の中に当時の言語上のジェンダー規範と性差の実態を探る。それらの文学作品では、作者が自作品中の登場人物の人物造形にしたがって、その登場人物に典型的な発話をさせる。その発話を観察することによって逆に我々は当時の言語上のジェンダー規範を知ることができる。そのような我々の目的にとってとりわけ有効な観察対象は、物語中に当時のジェンダー規範に大きく外れる人物が登場し、その人物のとる言語行動が揶揄・批判の対象となって微細に描写される場合である。その点でよく知られてもいる注目すべき具体例を以下に3例挙げる。

① 源氏物語 常夏の巻 近江の君の例

最初に、女性の発話のしかたに関する事例を見てみたい。

内大臣（頭中将）の落とし見ながら、母方の身分卑しく田舎育ちの近江の君は、一人前の女性として欠格者であることを、この発話のしかた（早口、多弁）の点で徹底的に滑稽に描き出される。

父親の内大臣は、「…（近江の君の）声ぞ、いと舌疾きや。あな、うたてと」思

い、その「声のあはつけさ」を大きな欠点とし、「このもののたまふ声を少しのどめて聞かせ給へ」と我が娘に頼む。近江の君自身も「いかでこの舌疾さやめはべらむ」と、良くないこととわかっているながら自分でも止められないことに困惑している。早口で声高な発話のしかたは、当時の女性の話し方として非難さるべき話し方であった。

② 源氏物語 帯木の巻 蒜の香の女の例

次に、使用する語句や表現スタイルがジェンダー規範に違背する例を見る。

雨夜の品定めと呼ばれる一段の中で、何人もの女性たちが光源氏らの詫頭にのぼせられているが、その中で言語上のジェンダー規範に外れる女性として描き出されているのが「蒜の香の女」である。この女性は、この話の語り手である式部丞が文草生の頃につきあった博士の娘で、その欠点として描写されるのは、彼女の言語文化に関する教養のあり方と、それに基づく彼女の言葉遣いである。

彼女は式部丞に作文を教えるほどその生家の学問を身につけており、「消息文にも仮名といふもの書き混ぜず」、つまり男性間でやり取りするような漢字ばかりの消息文を書き、次のような言葉遣いでものを言う。

「月ごろ風病重きに耐へかねて、極熱の草薬を服して、いと臭きによりなむえ対面賜らぬ。まのあたりならずとも、さるべからむ雑事らはうけたまはらむ。」

この発話には「風病」「極熱」「草薬」「服す」「対面」「雑事」という多くの漢語が含まれており、このような語彙使用が当時のジェンダー規範に外れており、式部丞をしてうんざりさせるに充分なものであったことは明らかである。「蒜の香の女」と呼ばれるように、彼女が風邪薬として服用した薬草の臭さにも式部丞は辟易しているのだが、これは言わば女との破局をよりあざとく描き出すためのギャグのようなものであって、彼女が式部丞ら男たちにとって「つきあいきれない女」である理由は、第一に、彼女がその漢学の素養を隠そうともせず消息文にも発話にもあからさまにしてしまうという、言語使用のあり方におけるジェンダー規範からの逸脱であったのである。

③ 堤中納言物語 虫愛づる姫君の例

『堤中納言物語』中の短編「虫愛づる姫君」の女主人公は、貴族社会女性のジェンダー規範から外れた女性として様々な点から徹底的に描写される。話の主筋とな

る姫の風変わりさは、題名のとおり、蝶などではなく毛虫や蜻蛉をかわいがる点であるが、その他の点でもこの物語の作者は周到な描写を準備している。化粧をしないことや服装に無頓着なことなど多くのことが語られているが、本稿で注目したい点は、先の蒜の香の女とも共通する言語文化に関するジェンダー規範からの次のような逸脱である。

- ア. 姫君の発話及び姫君が詠む和歌の中に「本地」「生前」「親(しん)」「極楽」「ぼうぞく(凡俗?)」「けちえん(血縁?)」等の漢語が多用されていること(うち2語はどのような漢字があたるか確実でないが、形の上から漢語であることはほぼ確実である)。
- イ. 口ずさみに「かたつぶりの角の、あらそふや、なぞ」といふことを誦(すん)じ給ふ」と、和歌ではなく、漢詩を朗誦している。
- ウ. 「仮名はまだ書き給はざりければ、片仮名に」和歌を書いている。つまり、当時の姫君なら当然身に付けていたべき「女手」を使うことができない^{*10}。
- エ. 虫を取り集めるために姫君が差し出した扇は、「白き扇の、墨黒に真名の手習ひしたるを差し出でて」と描写される。即ち、女手は書けないくせに漢字は学習しているのである。

これらは、虫愛づる姫君が如何に当時のジェンダー規範に違背しているかを読者に示すための描写である。逆に言えば、上のア. ~オ. のようなことをしないこと、ア. ~オ. のようなことにならないことが言語文化に関して当時の姫君たるもののが守るべきことなのである。(因みに言う。型破りな姫君の性格描写のために徹底してジェンダー規範に反する事柄が描かれている、というこのテキストの性質を理解せず、姫君が「仮名をまだ習っていないので片仮名で和歌を書いた」ことをもって、当時一般に平仮名を学習する前に片仮名を学習した、という片仮名先習説なるものが唱えられたりするのは、テキスト解析の基本を怠った無理解と言うものであろう。)

以上、平安貴族社会のジェンダー規範に違背する登場人物が描写される三つの事例を見た。わずか3例であり、しかも全て女性のジェンダー規範に違背する例であ

*10 この部分の解釈については坪井 1996 を参照されたい。

る。しかし、これは決して本稿の筆者が恣意的に偏った事例を挙げているのではない。平安時代の物語や日記類でジェンダー規範からの逸脱として槍玉にあげられるのは、殆ど女性の場合であり、言語上のジェンダー規範違反としては、この3例に見られる、「はしたない」発話のしかたをしてしまう例か、漢詩文や漢語という「男の領分」に踏み込んでしまう例か、に集中するのである。上に示した事例はまさに典型的な例と言ってよいのである。このような事例から伺われる平安時代における言語上のジェンダー規範の実態をまとめると次の小節のようになると思われる。

3-2-2. 平安貴族社会におけるジェンダー規範

以下、平安貴族社会におけるジェンダー規範の特徴を挙げて論ずる。

① 男性の言葉使いよりも女性の言葉使いに対する規範意識が強い。

前小節の最後に記したように、ジェンダー規範は男・女それぞれにあったはずであるが、ジェンダー規範に違背するという点で揶揄され、非難されるのは圧倒的に女性の場合が多い。女性の言葉遣いに対する規範意識の方が男性に対するよりも強かったと思われる。そして、このことは、他の時代の日本語共同体に共通して見られる傾向である。

② 女性の話し方の規範

女性の発話に関して、発話内容よりも発話のしかたに評価基準が置かれるのも時代を超えて共通する傾向である。その平安時代における評価のあり方は次の2項にまとめられる。

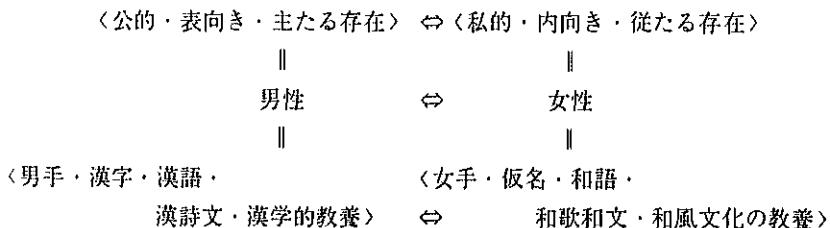
- a. 早口、多弁、大声へのマイナス評価
- b. 寡黙、迂言的表現（婉曲表現）、非断定的表現、言いさし表現の推奨

前小節で紹介した『源氏物語』常夏の巻では、近江の君の「もの言ふさまも知らぬ様子を描写した後、草子地で次のように言う。作者の意見でもあり、当時の貴族女性の一般的なわきまえでもあったであろう。

「ことなるゆゑなき言葉をも、声のどやかにおし静めて言ひ出だしたるは、うち聞く耳ことに覚え、をかしからぬ歌語りをするも、声づかひつきづきしくて、残り思はせ、本末借しみたるさまにて誦じたるは、深き筋思ひ得ぬほどの、うち聞きにはをかしかなりと耳もとまるかし。」

③ 文字言語の相とジェンダー規範との結び付き（女性が漢詩文・漢語・漢字に関することに対する忌避）

2節で、公的・表向きの主たる存在である男性に対して、私的・内向きの従たる存在である女性という二項対立的ジェンダー規範が、同じく、公的・表向きの表記様式対私的・内向きの表記様式という二項対立的把握と結び付いて「男手・女手」という名称を生んだことを述べた。実は、このジェンダーと結び付いた二項対立的把握は、単に「男手・女手」という表記様式だけに限られるのではなく、



という大きな範疇での対立的把握だということが明らかである。そして、この対立的把握こそが、平安貴族社会の中での最も顕著な言語上の性差となっているのである。

ただし、次のことは充分確認しておく必要がある。即ち、このジェンダー規範の存在に対して、その性差の実際のあり方は単純でない。平安貴族社会において、実質的に漢学の知識は女性でも重要であり、必須なのである。それは、平安時代の女性が書き記す様々なエピソード、そしてそれを書き記す著者自身の意識のあり方に如実にうかがえる。

例えば、清少納言『枕草子』の香炉峰の雪のエピソードとそれを書き記す著者の詩らしき筆致、また、『源氏物語』を読んだ天皇が、紫式部が『日本書紀』を読んでいることを喝破したエピソード、娘の紫式部が男であったなら学問を継がせたのにと父親が嘆いたエピソード、中宮彰子に『新楽府』を教えたことなどを自ら書き並べる『紫式部日記』。これらを見れば、宮中サロンの社交の場では、女性といえども漢学の知識（そして当然漢詩文の読解能力、漢字の識字能力等も）が必須であったことが明らかである。

しかし、ジェンダー規範として女性の領域のものではない漢学に繋がる知識を表向きひけらかすことは極めてマイナスの評価を受けることであった。それは、紫式部を「日本紀の局」と呼んだ女房に対する『紫式部日記』中の紫式部自身の強い反

発、「真名書き散らす」清少納言への批判等を見てもわかる。

このジェンダー規範は男性にとって、彼らが漢学を離れた和歌・和文・仮名・女手の世界に強い興味を持ち、彼ら自身もその担い手となりながらも、表向き「女の領分」の世界に距離を置いてみせるという形で現れる。紀貫之が『土左日記』を書くにあたり女性に仮託して「男もするな日記といふものを女もし」たというポーズをとるのも、源順が『倭名類聚抄』という和名を集めた辞書を編纂するにあたって、序文に長々と醍醐帝皇女勤子内親王による依頼の由来を述べなければならなかつたのも、男性が「女の領分」に入っていくことへの excuse の意味もあったのである。勿論、社会的に「主たる」存在である男性は、そのことのために強くとがめたてられるような場面が物語などに描かれることはない。

④ 上記②③以外、いわゆる「男性語・女性語」の目立った対立は見当たらない。

現代日本語において、一般に「性差」を論ずる時、真っ先に挙げられるのは、人称代名詞や文末表現における語彙上の差異（使用者の性別によって選択されるいわゆる「男性語・女性語」であり、「性差マーカー」^{*11}となるもの）であるが、平安貴族社会の男女の言葉にはこのような語彙的使い分けが目立たない。これも平安貴族社会の言語上の性差の顕著な特徴と言ってよいであろう。もちろん、一人称代名詞に「まろ」を使う女性の性格描写を論じた森野 1975 のような研究もあり、男女の間に微妙な語彙・表現の使い分けが見られるのも事実であるが、上の「漢↔和」の対立以外にいわゆる「男性語・女性語」と規定できるような語句は見当たらないし、平安貴族たちの意識にも「男性語・女性語」のような捉え方があったとは思われない。もし、そのような明確な語彙選択上の性差が存在したとしたら、当然前小節で挙げた 3 事例のような場面に反映されていて然るべきであろうからである。

4. 結論—なぜ、表記様式の違いが「性差」を以て呼ばれたか？

以上、本稿で確認した 3 点をまとめると。

第一に、「男手・女手」は、ただ単に「漢字・仮名」の別名ではなく、漢字を万葉仮名として日本語表記に用いた場合の表記様式（=男手）、極草体の仮名（平仮名）を連綿表記して和歌・和文を表記した場合の表記様式（=女手）をそれぞれ指

*11 或る決まった語彙や表現で、それを使用することによってその使用者の性別が特定できるような言語要素を「性差マーカー」と呼ぶ。

す呼称であった。

第二に、「男手・女手」という命名は、ただ単に「男が・女が」使うから、或いはまた、「男らしい雄渾な・女らしい繊細な」表記様式だから、そう名づけられたのではなく、

〈漢字による表記=主たる表記〉 ⇄ 〈仮名による表記=従たる表記〉

という価値付けを含む二項対立的把握が、

〈男性=主たる存在〉 ⇄ 〈女性=従たる存在〉

という当時の貴族社会におけるジェンダー規範と並行的に捉えられたが故に、表記様式の違いが「性差」を表す呼称を以て呼ばれることになったのである。

第三に、平安貴族社会における言語上の性差の特徴は、近代以降の日本語性差のように人称代名詞・文末助詞類に明確な「性差マーカー」を持つことがなく、男性の領分たる〈漢詩文・漢語・漢字〉の世界を表向き侵犯しないことが女性の言語使用上のジェンダー規範の最大のものであった。「男手・女手」の呼称は、そのような当時の「性差」のあり方の中で生まれたものであり、それ故にこそ、その実際の使用実態以上に「性差」が意識されるものであったのである。

参考文献

- 石川九楊 2002 文春新書『「書く」ということ』文芸春秋社
遠藤織枝 1997 『女のことばの文化史』学陽書房
大坪併治 1989 『漢字講座4 漢字と仮名』明治書院 「漢字書きから仮名書きへ」*引用部分は、同氏執筆の『岩波講座日本語8 文字』岩波書店「6 片仮名・平仮名」(1977 p.258)と略同文である。
金水 敏 2003 『ヴァーチャル日本語 役割語の謎』岩波書店
小松茂美 1968 岩波新書『かな 一その成立と変遷一』岩波書店
小松英雄 1998 『日本語書記史原論』笠間書院
田中章夫 1999 『日本語の位相と位相差』明治書院
築島 裕 1981 『日本語の世界5 仮名』中央公論社
坪井美樹 1969 「〈片仮名〉で書かれた和歌 一〈虫愛づる姫君〉の詠んだ和歌をめぐつ

て一』『文芸言語研究 言語篇 29』

中村桃子 2001 『ことばとジェンダー』勁草書房

蜂谷清人 1989 『漢字と位相』『漢字講座 4 漢字と仮名』明治書院

森野宗明 1975 『王朝貴族社会の女性と言語』有精堂出版

森野宗明 1991 『女性語の歴史』『講座日本語と日本語教育 10 日本語の歴史』明治書院

〈日本語史概説書類〉

沖森卓也編『日本語史』1989 おうふう 第二部 文字史（執筆 金子彰）

佐藤武義編著『概説日本語の歴史』1995 朝倉書店 第三章 古代の文字（執筆 佐藤稔）

渡辺実『日本語史要説』1997 岩波書店 第Ⅱ部 第一章 平かな片カナの誕生

山口明穂・鈴木英夫・坂梨隆三・月本雅幸『日本語の歴史』1997 東京大学出版会 第二
章 平安時代 一 文字（執筆 山口明穂）

*論文中に示した用例の本文について

『倭片仮字反切義解』の本文は福井久蔵編『国語学大系 第三巻』所収の本文に従った。その他の古典文学作品の用例については、一々の典拠の提示を省略する。いずれも複数の注釈書・校本・複製本等によって適切な本文に拠ることを心掛けた。ただし、その表記・句読点等は本稿筆者の判断によってなるべく読みやすい形に直して提示している。

つぽい よしき／文芸・言語学系教授

(2003年10月9日 受理)